



地域と連携した地球温暖化対策活動推進事業

平成29年度要求額
1,600百万円（1,225百万円）

背景・目的

日本の約束草案を達成するためには、家庭・業務部門において約4割という大幅な排出削減が必要であり、各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要。本年5月には、国民一人一人の自発的な行動を促進するため、普及啓発を強化するという国の方針を明示した改正温対法案が成立したところ。本事業では、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指す。具体的には、温対法を踏まえ、全国温防センター、地域温防センターが実施する事業や地方公共団体と連携した普及啓発活動、さらには地域コミュニティが運営する情報媒体を活用した温暖化問題の継続的な情報発信を支援することで、地域の地球温暖化対策活動を促進させる。また、地球温暖化対策の柱となっている国民運動を各地域で推進させるためには様々なステイクホルダーとの連携や人材等が不可欠であるものの、取組を推進させる環境基盤が十分に整備されていないケースが多いため、有機的な普及啓発・情報発信に繋ぐことのできる連携体制やネットワークの構築を行う。

事業概要

- (1) 全国地球温暖化防止活動推進センター研修・情報発信等業務（88百万円）
- (2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業（280百万円）
- (3) 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業（857百万円）
- (4) (新)地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業（355百万円）
- (5) (新)地域ネットワーク連携体制構築検討業務（20百万円）

期待される効果

地域の様々な活動主体が連携し、地域の特色に合った温暖化対策の拡大・定着を目的に普及啓発の大展開を図り、きめ細かな地域単位での取組も促進させることで、地域住民の積極的かつ自発的な行動につなげ、国民運動の展開とともに着実な日本の約束草案達成を目指す。

地域の特色に合った温暖化対策の拡大・定着、情報収集・提供・普及啓発を通じ、家庭・業務部門の効果的な温室効果ガス削減に寄与

(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

全国地球温暖化防止活動推進センター(全国センター)は、地域地球温暖化防止活動推進センター(地域センター)の統括・連絡調整を図り、事業に従事する者に対する研修や地域センターへの指導等を実施。地域センターの取組み優良事例を発信。
各地域センターで調査する国民運動「COOL CHOICE」への賛同意識やきっかけ、取組実践状況等を、日本全国の俯瞰的な評価と共に地域毎の課題や解決策等を洗い出す調査を実施。
【委託対象】環境省→全国センター



地域の啓発方法検討・日常生活実態
地域C研修 アケート調査・分析



優良事例等取組発信



地域の点や面の取組を
活用した普及啓発の展開
《家庭・業務部門の削減に寄与》

(3) 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業

約1,700自治体を対象として、市町村長等が宣言して推進する温暖化対策普及啓発事業を支援。

【補助対象】<定額補助、平成28年度～>

【取組実施】約1,700自治体に対して136箇所 環境省→非営利法人→市区町村



《市町村長等が宣言》

《地域の住民や各種団体と協力的な普及啓発活動》

《地域住民の意識改革や自発的な取組が拡大・定着することで低炭素社会へ》

(2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業

地域センターは、地域住民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態や身近な温暖化対策について指導・言等を行いながら、調査、情報収集、啓発活動等、地域関係団体との連携等を実施。また、地域の「COOL CHOICE」賛同意識やきっかけ、実践状況等を調査。

【補助対象】<定額補助、平成24年度～>

環境省→非営利法人→
地域センター[58箇所]



(4) (新) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

地域の積極的な取組もさることながら、住民のマインドに対しても行動を起こすための意識改革や自分事化を重層的・波動的に訴えかける必要がある。地球規模や身近な温暖化の現状、さらには国、地域並びに企業の取組等を、地域コミュニティが運営する情報媒体を活用して継続的に情報発信するで、地域住民の意識に温暖化問題を浸透させる。

【補助対象】<定額、平成29年度～>

【取組実施】66箇所 環境省→非営利法人→民間企業等



(5) (新) 地域ネットワーク連携体制構築検討業務

26%削減を達成させるためには、地域の積極的かつ自発的な対策や取組の実施が不可欠。地球温暖化対策の柱の1つである国民運動を効果的かつ着実に推進していくため、地方公共団体（都道府県並びに市町村）、地域地球温暖化防止活動推進センター並びに環境省地方環境事務所の能力や組織力、スキルや人材等を活用し、効率的な対策を全国的に推進するための連携体制やネットワークの構築方法等について検討する。【委託対象】環境省→民間企業等

